

野々市市監査公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 26 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典

野々市市監査委員 大 東 和 美

1 監査年月日 令和元年 10 月 7 日

2 監査事項 財政援助団体監査（社会福祉法人 富樫福祉会）

3 監査結果 別紙のとおり

令和元年度 財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象団体名、所在地及び所管課名

団体名　社会福祉法人 富樫福祉会
所在地　野々市市中林四丁目 62 番地
所管課名　野々市市健康福祉部 介護長寿課

3 監査の期間

令和元年9月10日から令和元年10月31日まで
〔実地調査 令和元年10月7日〕

4 監査を執行した監査委員

監査委員 小松 靖典
監査委員 大東 和美

5 監査の範囲

野々市市が法人基本財産の4分の1以上を出資し、借入金の元金又は利子の支払いを保証している法人として、平成30年度に執行された事業、会計経理、財産管理等について。

また、平成30年度に野々市市から交付された社会福祉法人富樫福祉会の補助金に係る出納及びその他出納に関連した事務の執行状況について。

6 監査の方法

社会福祉法人富樫会が、野々市市から出資を受けた団体として、当該出資の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理、財産管理等が適切に行われているかを主眼として実施した。また、平成30年度に野々市市から交付を受けた補助金についても同様に、当該交付の目的どおり適正に執行しているかを監査した。

なお、監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、事前に当該団体の職員及び所管する市職員から説明を受け関係書類及び帳票を確認した。

第2 監査結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

事業は公益性が高く、その事業収支は出資の目的に沿って実施され、一定の効果が表れている。補助金についても、交付の目的に従って適正に執行されている。

また、事務処理については、総じて適正かつ効率的に実施されていると認められた。